

平成30年度事業計画書

公益社団法人 滋賀県私立病院協会

公益社団法人滋賀県私立病院協会
平成30年度事業計画書

公益社団法人滋賀県私立病院協会は、平成元年9月29日、法人として設立。今年で30年目を迎えます。

この間、民間病院・会員施設の発展と質的向上による安定した医療の提供・看護師はじめ必要な人材の育成・地域住民の公衆衛生、健康の保持と社会福祉の増進に貢献することを目的として歩んで参りました。

平成25年に法制化された“医療介護総合確保推進法”に基づき、病床機能分化・連携推進や地域包括ケアシステムの構築等の医療・介護制度改革が順次、施行されております。

それに基づき、平成27年度には滋賀県の地域医療構想が策定されました。この策定に当たって、会員全病院がそれぞれの地域で検討会に参加し、圏域ごとの取りまとめに尽力して頂きました。この滋賀県の地域医療構想が本格的に始動いたしております。

本年4月には新たな滋賀県保健医療計画が発表されました。また、医療・介護同時改定も行われ地域医療構想を後押しする内容となっております。県下各民間病院の運営には厳しいものがあますが、さらに新たな方向に向け、病院運営の舵を切って行かねばなりません。それに際しては、情報の共有ばかりでなく会員同士の協力も必要と思えます。

また、医師の働き方改革、専門医制度は病院医療の存続に係る大きなテーマとなっております。さらに、地域包括ケアシステムの構築は、地域に密着した私共会員病院にとって極めて重要な問題だと考えています。

これらの問題に対して当協会は積極的に関わり、その意見を適切に発信していかなければなりません。

このような流れを見据え、今後の対策が急務となる年と考えています。

今年度も引き続き民間病院として“地域包括ケアシステムの構築”の実現に積極的に取り組み・参画いたします。

さらに、当法人の公益目的事業の主要事業として管理運営している滋賀県堅田看護専門学校は、平成3年の開校以来、今日まで1,000名を越える卒業生を輩出し、その95%が会員病院はじめ県内病院に看護師として勤務している実績は、開校の目的と会員病院はじめ県内の看護師確保及び地域住民の安全と安心の確保に多大の貢献をしているところです。しかし、看護学校の運営は決して安閑とした状況になく、今までにない厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、平成30年度においては、前年度に引き続き会員相互の交流と連携を深め、医療現場の人たちが元気に明るく働くことができる環境作りと、良質で安全な医療・介護・福祉を提供するため、行政への積極的な参加と参画に努め、より一層の結集を図ることを基本に、次の事業を重点に推進します。

併せて、県内病院病床数の約50%を占める民間病院を会員とする本協会の活動の実態が、広く地域住民及び関係機関に理解と支援が得られるよう、あらゆる機会を捉えて一丸となって発信するものとします。

1. 協会の組織力の強化

協会設立30年を迎え、会員相互の団結と協調をより強固とするため、次の事項に留意のうえ、引き続き組織力の強化に努める。

- (1) 協会設立30周年記念事業(平成31年度に開催)の実施準備
- (2) 理事会の円滑な運営と事業推進の体制強化(理事会/毎月第2火曜日)
- (3) 事務長部会の円滑な運営と理事会主導による各種事業の実施
- (4) 滋賀県堅田看護専門学校との指導と連携の強化
- (5) 会員への情報提供の強化と会員の拡大

2. 行政との協調と対話

医療制度、医療保険制度における医療提供者として、その責務を果たすためには滋賀県・各市町はじめ関係行政当局及び関係機関との協調と対話は不可欠である。

特に、滋賀県保健医療計画、病床機能報告制度・地域医療構想、医療費適正化計画、地域包括ケアシステム事業はじめ、医療提供体制の整備は、理事会が中心となって積極的に関係行政当局との協調・連携を図るとともに、滋賀県医療審議会において、今後の医療を支える私立病院の取組みを発信し、諸施策への積極的参画と会員病院の実態に即した円滑な実施への提言と支援を求める。

また、新専門医制度や医師の働き方改革に対応するため、行政や他の医療機関との協調と対話を深める。

3. 関係諸団体との協調と連携

医療制度、医療保険制度への提言と課題の解決については、一般社団法人日本医師会、近畿病院団体連合会との連携、並びに地域医療等共通する身近な課題の解決のため、一般社団法人滋賀県医師会、一般社団法人滋賀県病院協会との協調を深め、積極的な連携に取り組む。

近畿病院団体連合会委員会への参加(大阪府)

近畿病院団体連合会事務長会への参加(京都府)

4. 研修会・広報事業及び情報交換

(1) 会員病院、施設職員の資質の向上と情報の共有を目的に、職員各層を対象に各種講演会、研修会、セミナー等を開催する。

- ① 講演会・セミナー
- ② 新任職員等研修会
- ③ 保険診療・医療保険制度研修会
- ④ 医事研究・病院経営実務等研修会

(2) 参考図書配布、ホームページ等を通じて積極的に会員及び地域住民への情報提供・発信に努める。

5. 生活習慣病予防健診等健診事業の受託推進

生活習慣病予防健診等健診事業は医療費適正化計画の根幹であるとの認識から、健

康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、全国健康保険協会管掌健康保険の保健事業として実施される生活習慣病予防検診、特定健康診査及び肝炎ウイルス検査等について、次の事業に引き続き積極的に取り組むこととする。

- (1) 特定健康診査・特定保健指導等の生活習慣病に関する健診事業の拡大
- (2) 政府管掌健康保険生活習慣病予防健診等健診事業の受託実施
 - ① 健診実施実施機関の拡大
 - ② 全国健康保険協会滋賀支部及び健診受託会員病院相互の連絡調整

6. 事務長部会の円滑な運営と会員病院間の連携

当協会の事業実施に中核的役割を担っている事務長部会は、次の事業を積極的に実施し、会員病院相互の連携と共通認識と情報の共有に努める。

特に、研修事業、情報の収集と提供は重点事業として取り組む。

- (1) 定例事務長部会及び常任事務長会の開催
- (2) 総務／医療経営／医療安全／各委員会活動の充実強化
- (3) 堅田看護専門学校との連携・協調

学校運営協力病院事務長会を通じて、円滑な学校運営に参加・寄与する。

- ① 学校運営会議への参加
- ② 学校運営協力病院事務長会の開催

7. 看護学校の健全な運営と優秀な学生の確保並びに看護師の養成(公益目的事業)

この事業は、当協会の公益目的事業であることを共通認識のうえ、次の事項を重点に円滑な学校運営に努める。

- (1) 学校運営の円滑な推進と指導体制の強化

教員の資質の向上と教育方針の共通認識・情報の共有を重要課題として、教職員とともに、一丸となってこの課題達成に努め、もって次の事項に留意のうえ円滑な運営を推進する。

- ① 関係法令、通知及び学則・細則・諸規程等の遵守
- ② 学校行事への参画と機会を捉えた広報活動の推進
- ③ 学校運営会議による指導管理体制の強化(毎月第1木曜日開催)
- ④ 教務会議による学生情報の共有と共通認識に基づく教育の充実
- ⑤ 入学試験合否判定会議の開催

- (2) 優秀な学生の確保

学校設立趣旨に沿って構築された当校運営協力病院による確保及び会員病院が一丸となって優秀な学生の確保に努める。

募集活動にあたっては、次の事項に留意のうえ、会員病院、協力病院と学校間の情報の共有を図り、より連携を密にして、受験者の確保に努める。

- ① 生徒はじめ進路指導教員等関係者に対する設立主旨と奨学金制度の周知
- ② 学校訪問による看護学生確保の要請
- ③ オープンキャンパスの実施と校内見学の受入れ
- ④ 各種学校説明会への積極的な参加

⑤ ホームページ、パンフ等による広報活動の推進

⑥ 入学試験実施要項の配布

(3) 教育内容と学生指導の充実強化及び看護師の養成

次の事項に留意のうえ、教育内容・指導体制及び学生指導の充実強化に努める。

① 学生情報の共有による留年・退学の予防対策の強化

② 国家試験対策など、学生指導体制の充実

③ 実習施設の確保と会員病院における実習施設拡大への協力要請

④ 専門基礎科目の講師確保のため、会員病院に講師派遣の支援要請

⑤ 実習施設・実習指導者及び非常勤講師との情報の共有と連絡調整の徹底

⑥ 保護者・協力病院とのネットワーク体制の確立による適切な学生指導

⑦ 専任教員、実習指導教員の確保

(4) 学校施設の整備計画の策定と施行

校舎建物・設備等の老朽度診断の実施結果による施設整備計画に基づき、県の補助金交付事業とも協議のうえ、年次毎に整備する。

あわせて、老朽化した学術図書、教材、施設備品等の更新整備に努める。

(5) 指導官庁、関係機関との連携と協調

滋賀県及び大津市はじめ行政当局の指導のもと、連携を密にして適正な運営に努める。

安定的な学校運営を図るため、非常勤講師・実習施設の確保と運営協力病院及びその関係者等との連携並びに支援を得るための体制を構築する。